

玉村町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 37,198	千円 11,036,516	千円 447,928	千円 1,847,579	% 16.7	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
24年度	人 216	千円 810,356	千円 106,899	千円 286,759	千円 1,204,014	千円 5,574	千円 5,691

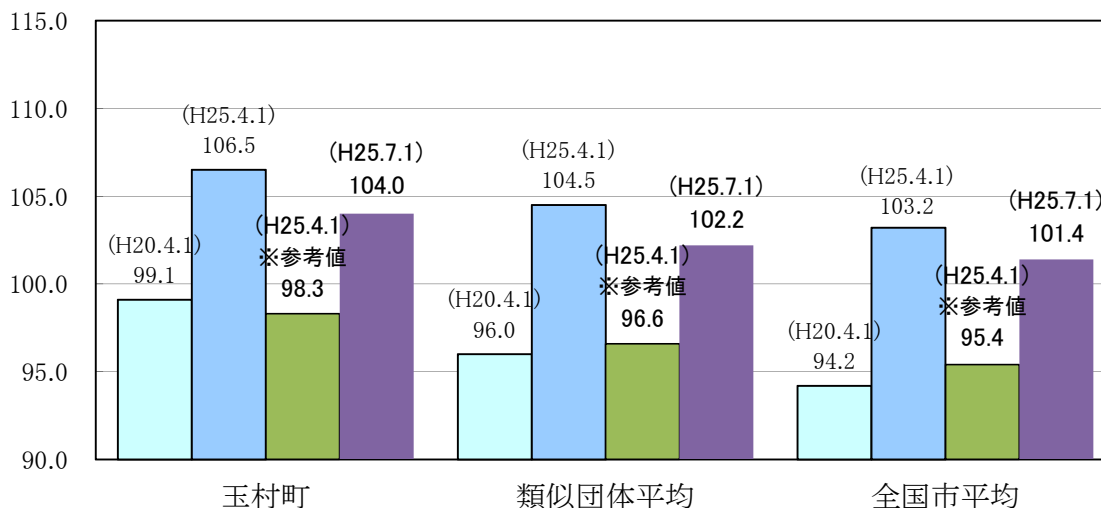
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済み又は減額措置の内容	
【H25.4.1ラスパイレス指数 106.5%、参考値 98.3%、減額時点のラスパイレス指数 104.0%】 (給料) 行政職給料表1～2級を1%、3～4級を2%、5～6級を3%、それぞれ減額	

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉村町	42.3 歳	329,413 円	382,172 円	360,314 円
群馬県	43.5 歳	344,073 円	413,916 円	375,483 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.5 歳	318,183 円	372,035 円	349,189 円

②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	39.0 歳	308,233 円	329,707 円
群馬県	44.5 歳	383,335 円	425,393 円
類似団体	41.0 歳	300,123 円	325,222 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		玉村町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	143,400 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	139,000 円	—
	中学卒	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

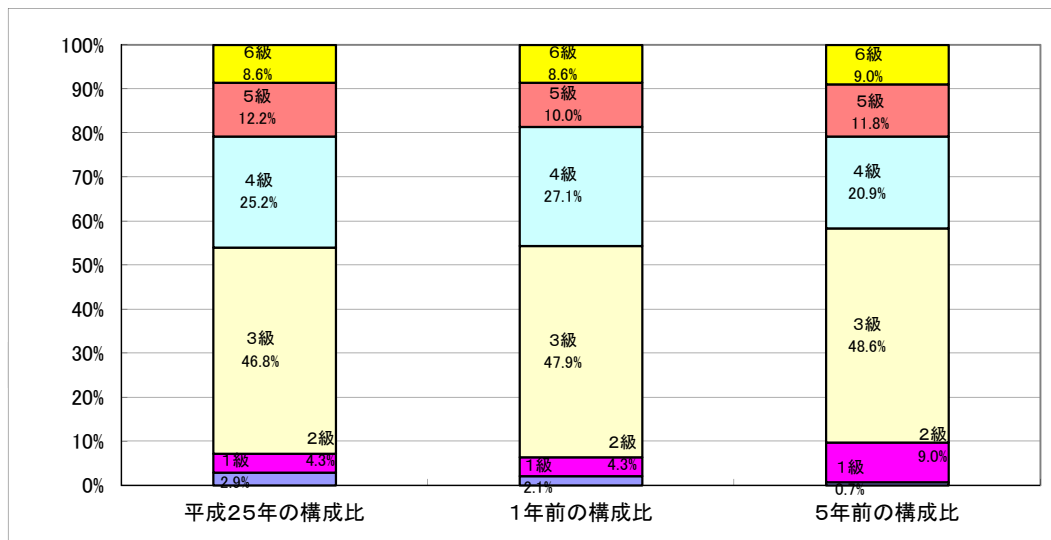
区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	277,000 円	366,200 円	390,000 円	404,700 円
	高校卒	— 円	330,100 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又はこれに相当する職の職務	4 人	2.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任又はこれに相当する職の職務	6 人	4.3 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査又はこれに相当する職の職務	65 人	46.8 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	35 人	25.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長補佐、室長又はこれに相当する職の職務	17 人	12.2 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長又はこれに相当する職の職務	12 人	8.6 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象に勤務成績の評定を実施し昇給へ反映。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,427 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,580 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

玉 村 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 6,442 千円 23,628 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度及び24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		183 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		92 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市、高崎市	3 %	2 人 3 %

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死 人業務手当	感染症等防疫、行旅病死 人の作業に従事した職員	感染症等防疫、行旅 病死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	34,662 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	147 千円
支給実績（23年度決算）	35,054 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	149 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		18,041 千円	207,371 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		9,116 千円	303,867 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用者の場合 ・通勤距離により、24,500円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		6,380 千円	41,164 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	同じ		44,797 千円	553,053 円
宿日直手当	1回につき4,200円(5時間未満の場合は2,100円)	同じ		989 千円	7,273 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		()	円	904,000	円 /	383,500
報 酬	副市町村長	612,000	円	750,000	円 /	311,500
		()	円			
報 酬	議 長	324,000	円	486,500	円 /	227,000
	副 議 長	266,000	円	419,300	円 /	182,000
	議 員	242,000	円	390,000	円 /	157,000
期 末 手 当	市区町村長	(24年度支給割合)				
	副市町村長	3.9	月分			
退 職 手 当	議 長	(24年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.9	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	725千円×在職年数×520/100	15,080千円	任期毎		
		612千円×在職年数×300/100	7,344千円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

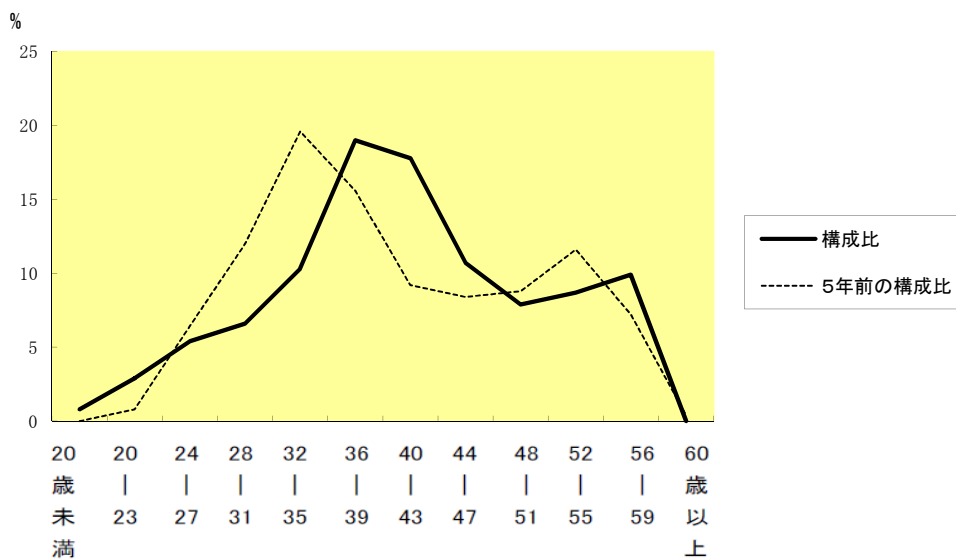
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0	
	総務	42	42	0	
	税務	20	21	1	人事交流派遣による増
	民生	66	67	1	保育士の補充による増
	衛生	14	15	1	養育医療給付事務、未熟児訪問等の追加業務による増
	労働	1	1	0	
一 般 行 政 部 門	農林水産	7	7	0	
	商工	5	4	-1	企業誘致推進室長を課長兼務対応にしたことにより減
	土木	14	14	0	
	計	172	174	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.41 人)
教育部門		45	45	0	
小 計		217	219	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.51 人)
公 営 企 業 等	水道	5	5	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	14	14	0	
	小 計	24	24	0	
合 計		241 [243]	243 [245]	2 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.33 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	13人	16人	25人	46人	43人	26人	19人	21人	24人	0人	242人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	170	168	169	172	174	4 (2.4%)
教育	54	53	51	49	45	45	▲9 (▲16.7%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	224	223	219	218	217	219	▲5 (▲2.2%)
公営企業等会計計	27	26	24	23	24	24	▲3 (▲11.1%)
総合計	251	249	243	241	241	243	▲8 (▲3.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 取支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 517,316	千円 78,943	千円 33,208	% 6.4	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 5	千円 18,522	千円 2,006	千円 6,730	千円 27,258	千円 5,452

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	41.0 歳	333,920 円	485,285 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	玉村町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(24年度) 1,496 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,430 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

玉 村 町			玉村町（企業職を除く全職種）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	なし)

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
群馬県のうち前橋市、高崎市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫、行旅病死 人業務手当	感染症等防疫、行旅病死人の作業に従 事した職員	感染症等防疫、行旅病 死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	125 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	25 千円
支給実績(23年度決算)	158 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	32 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親 族のうち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・ 6,500円 16歳から22歳までの子・・・ 5,000円加算	同じ		442 千円	147,333 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超 える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用 者の場合 ・通勤距離により、24,500円/ 月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額 (55,000円/月限度)	同じ		109 千円	27,300 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 課長職 62,900円/月 2種 室長職 54,800円/月 3種 課長補佐職 49,800円/月 4種 係長職 39,900円/月	同じ		133 千円	443,112 円